

別添資料 32：各種モニタリングの位置付け

名称	目的	実施主体	時期	モニタリング対象	認定計画提出者の対応等
年度マネジメント	統括管理責任者自らが維持管理・運営業務全体を計画後、実施状況の確認・評価を行い、施設の管理運営の適正化を図ること	統括管理責任者	毎年度	・公募対象公園施設の管理・運営業務、指定管理業務の内容	・「年度マネジメント計画書」を本市に提出し、承諾を得る
			毎年度	・公募対象公園施設の管理・運営状況 ・セルフモニタリング結果等	・「年度マネジメント報告書」を本市に提出し、承諾を得る
セルフモニタリング	統括管理責任者及び指定管理者自らが指定管理業務の実施状況を確認・評価し、施設の管理運営の適正化を図ること	統括管理責任者 指定管理者	毎年度	・指定管理業務	・セルフモニタリングの結果を、個別業務ごとに「年度マネジメント報告書」としてまとめ、本市に報告する
定期モニタリング	本市が指定管理業務の実施状況を継続的に確認・評価し、施設の管理運営の適正化を図ること	本市	毎月・年度	・指定管理業務	・本市からは是正勧告を受けた場合、必要事項を定めた是正計画書を提出し、承諾を得る ・本市は是正計画書を基に随時モニタリングによって履行確認を行い、是正が完了していないと判断する場合は指定管理料の留保や担当法人の変更、契約解除等を行うことができる ・モニタリング結果を基に、本市は当該モニタリング期間中の減額ポイントを累計し、当該ポイントに対応する指定管理料を減額する
随時モニタリング			随時		
指定管理者評価	指定管理業務の実施状況を本市が確認・評価し、施設の管理運営の適正化を図ること	本市	指定時期※	・指定管理業務	・改善が必要な場合、本市より改善指示通知書等により改善指示を受ける ・本市は管理の継続が適当でないと認められた場合、指定管理の指定の取消し、または指定期間中の管理業務の全部または一部の停止を命じることができる

※ 3 年目、5 年目、8 年目、10 年目、13 年目、15 年目、18 年目、21 年目に実施する。21 年目は次期指定管理者の選定に反映するために実施する。